特別」である、ともいわれている。そこで、これらの発言をてがかりとして、規約と財産区の管理組織のあり方から地区における開放化の実態をみていくことにしたい。

その前に財産区管理会について簡単に説明しておこう。地方自治法は地区住民の財産区管理の機関として市町村の条例による財産区総会、財産区議会、財産区管理会を設置することができるとしている。宝塚市の場合には、ほとんどの地区が財産区管理会を選択しており、川面地区の場合も川面財産区管理会を設けている。

川面地区では「川面財産区管理会」について地区独自の「川面財産区管理会規約」(以下「規約」)をつくっている。「規約」は、全16条からなるたいへん簡潔なものであり、役員、組織、管理運営について定めたものである。「川面財産区管理会」は、この「規約」にそって、会長、副会長、会計、書記各1名、監事3名の7名による役員の外に、顧問1名、会計監査2名および22名の理事によって構成されている。

ところで、ここで興味深い事実に気がつく。それは地区における「川面財産区管理会」のメン

第3表

	役職	氏名	選出団体	属性
役員	顧問	A		旧村民
	会長	B		旧村民
	副会長	C		転入者
	会計	D		旧村民
	書記	E		旧村民
	幹事	F		旧村民
	幹事	G		旧村民
	幹事	H		旧村民
会計監査	会計監査	I		転入者
	会計監査	J		旧村民
理事	理事	K	池田自治会長	転入者
	理事	F	鍋野自治会長	旧村民
	理事	L	小場自治会長	転入者
	理事	M	大道自治会長	旧村民
	理事	P	宮ノ道自治会長	転入者
	理事	Q	旭町自治会長	転入者
	理事	N	御殿山高台自治会長	転入者
	理事	I	南御殿山自治会長	転入者
	理事	O	川面荘園自治会長	転入者
	理事	R	向月町自治会長	転入者
	理事	S	鶴ノ荘自治会長	転入者
	理事	T	御殿山北自治会長	転入者
	理事	U	池田町推薦	旧村民
	理事	V	鍋野町推薦	旧村民
	理事	E	小場町推薦	旧村民
	理事	G	大道町推薦	旧村民
	理事	W	宮ノ道町推薦	旧村民
	理事	X	旭町町推薦	旧村民
	理事	Y	水利組合	旧村民
	理事	D	水利組合	旧村民
	理事	J	水利組合	旧村民
	理事	Z	水利組合	旧村民

「川面財産区管理会名簿」(平成6年)
※同一のアルファベットは兼任を示す